

「平成 31 年度税制改正に関する要望」提出

日本貿易会 平成 31 年度税制改正要望は、経済活動のさらなるグローバル化に対応し、我が国企業の国際競争力の強化や我が国経済成長の支えとなる税制改正が必要であることに鑑み、傘下の税務コミッティでの検討を踏まえ経理委員会にて原案（重点要望 21 項目、一般要望 80 項目の合計 101 項目）を取りまとめた後、9 月 18 日開催の第 359 回常任理事会での審議・了承を得て、9 月 28 日、政府・与党に提出した。

平成 3 1 年度税制改正要望

平成 3 0 年 9 月

一般社団法人 日本貿易会

目次

I.	はじめに	2
II.	重点要望項目	3
1.	国際課税制度	3
(1)	外国子会社合算税制（CFC 税制）	3
(2)	外国税額控除制度	7
(3)	我が国の BEPS（Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）対応	7
(4)	外国子会社配当益金不算入制度	8
2.	連結納税制度	8
3.	法人課税における個別項目	9
(1)	組織再編税制	9
III.	一般要望項目	10
1.	国際課税制度	10
(1)	外国子会社合算税制（CFC 税制）	10
(2)	外国税額控除	14
(3)	外国子会社配当益金不算入制度	14
(4)	移転価格税制の見直し	15
2.	納税環境整備	16
(1)	納税者権利憲章の整備・税務調査の効率化について	16
(2)	申告手続等の整備について	17
3.	その他法人課税	19
(1)	法人実効税率の引下げ及び課税ベースの適正化	19
(2)	受取配当	20
(3)	組織再編税制	20
(4)	連結納税制度の見直し及びグループ法人税制の見直し	22
(5)	パススルー税制の整備	23
(6)	会計基準と税制の関係	24
(7)	役員賞与損金算入要件の撤廃	24
(8)	当初申告要件	25
(9)	地方法人課税の見直し・事業税の外形標準課税の見直し	25
(10)	消費税（法人税との整合性・事務負担軽減）	26
(11)	所得拡大促進税制の見直し	27
(12)	印紙税	27
参考資料 1	28
参考資料 2	28

I. はじめに

我が国政府は、この5年間、デフレ脱却と経済再生を最重要課題として取り組み、大胆な金融緩和政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」による諸施策が実施されてきた。以来、名目GDPは約490兆円から約550兆円と60兆円増加、雇用も約250万人増加、企業の経常利益も過去最高を記録している。アベノミクスは、経済の好循環をもたらしており、それを持続可能な経済成長につなげるため、働き方改革や600兆円経済の実現に向けて成長戦略の強力な推進に取り組んでいる。

一方、我が国企業を取り巻く環境には、なお不確定要因がある。世界経済は昨年引き続き拡大基調にあり継続する見通しであるが、保護主義の拡大、長期金利の上昇、原油価格上昇、英国をはじめとするEU離脱の動きといったリスク要素が顕在化する場合、企業活動にダメージを与える可能性が高い。企業は経済成長の原動力であり、雇用の確保に大きく貢献している。経済の好循環を実現するためには、我が国企業の活動を活性化させることが求められている。

近年、我が国企業は、グローバル化の進展、深化によって厳しい国際競争に晒されている。我が国企業が国際競争力に打ち勝ち、海外で獲得した利益を日本に還流し、新たな企業の成長資金とすることは、日本経済の活性化に寄与し、中長期的な安定した持続力のある経済成長への貢献に繋がるものである。企業の競争力は様々な要素の影響を受けるが、税制は極めて重要である。海外企業に比して我が国企業の税負担が著しく重い場合、競争に敗れ撤退に繋がりがかねない。企業がグローバル活動を進める上で、税制が障害となり足枷とならぬよう制度の見直しが喫緊の課題である。

我が国の法人税率は国際標準並みの水準となってきたが、特に国際課税制度については、CFC税制をはじめ、諸外国と比べて厳しいものが見受けられる。OECDが中心となって進められた「BEPS（税源浸食と利益移転）行動計画」は、税制の国際共通ルールの導入を旨とするものであるが、各国の裁量の余地は尚大きく、企業間で税負担の勝ち負けが解決されない可能性がある。我が国の制度改正及び執行が、いたずらに厳格化のみを目指すのではなく、各国の動きを注視しつつ、企業の実態や事務負担を踏まえたものでなければイコール・フットィングの環境を望めなればかりか、日本企業の競争力を削ぐことになりかねない。

かかる認識のもと、日本貿易会としては、ビジネス活動・納税実務に影響があり、早期に改正・明確化するべき事項に関する「重点要望」21項目、及び改正・明確化する必要性がある事項に関する「一般要望」80項目の合計101項目からなる平成31年度税制改正要望をとりまとめた。以下のとおり要望を行うものである。

以 上

II. 重点要望項目

1. 国際課税制度

(1) 外国子会社合算税制（CFC税制）

我が国の外国子会社合算税制（以下「CFC税制」という。）は、平成29年度税制改正においてBEPS最終報告書の基本的な考え方を踏まえ、外国子会社を通じた租税回避リスクを「所得の内容」に応じて把握し、我が国親法人でも実施できる取引に係る所得を課税するアプローチが取られた。他方、海外で行うことに十分な理由の認められる取引に係る所得は課税対象外とされていた。日本貿易会は、租税回避に対応する制度改正趣旨を支持する。

しかしながら、米国の税制改正により2018年以降法人税率が引下げられたことにより、米国の子会社もCFC税制の対象となった。米国では、事業上の様々な目的のためにいわゆるペーパーカンパニーを設立することが従来から一般的であり、これらのエンティティ（一般的な事業体は、必ずしも日本の法人に限られないため、ここでは「エンティティ」と称する。）が合算対象と判定されて我が国で課税されることで、諸外国企業と比べて日本企業米国子会社にのみ過剰な税負担が生じ、国際競争力低下につながる懸念がある。また、米国にはLLCやパートナーシップと呼ばれる、自ら法人税を負担しないエンティティ（パススルー・エンティティ）があり、現行の我が国のCFC税制はこれを想定したものとなっていない。更に、米国子会社は数が膨大でありCFC税制対応の事務負担が著しく増加することが予測されるが、これら米国子会社は現地での事業上の理由により設立されているにもかかわらず、租税回避リスクの観点からの事務負担増には違和感を禁じ得ない。

また、海外で行う理由のある取引か否かの判定について、十分な活動実態を踏まえることなく、金利・配当といった「所得の種類」に着目する形式的な基準が定められたことは遺憾である。金融機関以外の事業会社がかかる所得を現地で完結した事業の所得として得ることが増えているが、現行の基準では、本来は課税されるべきでない取引の所得までもが課税される可能性がある。

さらに、平成29年税制改正では、従来から指摘されていた我が国CFC税制の問題点が解決されておらず、二重課税が十分に排除されていない。

以上の理由から、以下の対応を要望する。

① 合算対象となる外国関係会社の範囲の適正化

軽課税国への所得移転を的確に防止する制度へ見直し、我が国企業の適正な海外事業活動の阻害要因を排除するため、以下を要望する。

- a) ペーパーカンパニー等の特定外国関係会社の適用免除基準（税率30%以上）について、我が国や諸外国の法人実効税率引き下げの動向を踏まえ、適宜見直しを行なうこと。特に、米国の連邦法人税率が35%から21%まで下げられ、州税を含めた法人実効税率が20%後半になったことから、20%前半への引き下げを速やかに実施し、平成30年4月に遡及して適用願いたい。
- b) 事業上の目的で設立された米国の子会社を対象から外すため、以下のいずれかを平成30年4月に遡及して講ずること。
 - ホワイトリスト制度を導入し、米国を適用対象外とすること。
 - 米国のパススルー・エンティティ（含、LLC）を、我が国CFC税制上の外国関係会社としないこと。

- ペーパーカンパニーの該否・経済活動基準の充足・租税負担割合の判定において、パススルー・エンティティと納税を担うエンティティ（C-Corporation）を一体として扱うこと。さらに、一体で判定した結果CFC税制対応が必要となる場合においても、合算所得計算・外国税額控除計算について、米国事業の実態を踏まえた上で、過大な税負担が生じないように取扱いの明確化を行うこと。

(理由)

米国特有のパススルー・エンティティ形態は、事業エンティティと納税エンティティが一致しない点が特徴であり、複数のエンティティを一括りで考えないと適切な経済実態を把握できない。

また、米国や英国においては、倒産隔離や資産管理といった事業上の目的でペーパーカンパニーを設立し、その他のエンティティ（納税を行うエンティティを含む）と一体として事業活動を行っている。にもかかわらず、これらのペーパーカンパニーが、単に単体では人員が置かれていないというだけの理由でCFC税制の対象となるべきではない。このため、ペーパーカンパニーを含む複数のエンティティを一体としてペーパーカンパニーの該否・経済活動基準の充足・租税負担割合の判定を行うことを要望する。

加えて、米国をはじめとする諸外国の法人実効税率引き下げ及び我が国の平成29年度税制改正により、今後実務において確認が必要となる会社数が大幅に増えることが見込まれる。過度な税負担の回避と税制の簡素化及び事務負担軽減のため、ホワイトリストの導入を要望する。

② 合算所得の範囲の適正化

- パススルー・エンティティの所得は、納税を担う法人へ帰属したものとして合算所得を計算すること。外国税額控除の国外所得計算においても同様の取扱いとすること。
- ペーパーカンパニーの所得と（米国の税率が30%以上であったためペーパーに該当しなかった）過年度欠損に対する繰越控除を認めること。
- 持分割合10%以上で配当が全部合算/部分合算の対象外となる資源投資の範囲に、鉱物資源の採取を行う会社を追加すること。
- 合算所得から控除される株式保有割合25%以上の子会社等からの配当の判定にあたっては、日本と配当支払国との間の租税条約において外国子会社配当益金不算入制度の出資比率要件が引き下げられている場合には、これを考慮すること。
- 外国関係会社の解散後の債務免除益が合算の対象とならぬよう、基準所得金額の計算上、内国法人の所得計算と同様に、法人税法第59条第3項に規定されている期限切れ欠損金の損金算入を可能とすること（なお、当該欠損金は特定外国関係会社、乃至対象外国関係会社でなかった年度の欠損金も含む）。また、異常所得の範囲から、残余財産が見込まれない場合の債務免除益を除外すること（部分適用対象損失額のみとしか充てられないのは不合理であるため）。

(理由)

CFC税制は我が国企業が自ら行う事業を海外へ移転することで我が国での課税を免れることを防止することを目的としており、自ら事業を行った場合の税負担が要求されている。しかしながら、現行のCFC税制では自ら事業を行うよりも、むしろ税負担が重くなりかねない可能性があり、また我が国企業の競争力維持の観点から、以下を要望する。

- a) ①の要望（ホワイトリスト方式やペーパーカンパニーの一体判定）が仮に認められなかった場合でも、我が国のCFC税制ではパススルー・エンティティが合算対象となることが想定されておらず、取扱いの明確化や過大な税負担が生じぬよう手当が必要である。すなわち、パススルー・エンティティが我が国のCFC税制上の外国関係会社に該当するのか、該当する場合にパススルーされた所得をどのように合算所得に含めるのかが明らかにされる必要がある。また、パススルー・エンティティは米国では自ら法人税を納付することがないため（出資者が納付）、合算所得に対応する現地の法人税を控除することができず、二重課税が発生する。
- b) 損失先行型ビジネスを当該ペーパーカンパニーが行っている場合に税負担が不当に高くなり、競争力を失う。
- c) 化石燃料採取事業については、多額の投資が必要となることや、各種リスクの遮断、投資パートナーの反映等の事業上の理由に基づいて、SPCを経由するケースが多いため、条件が緩和されているとの理解だが、鉱物資源採取事業においても、同様のケースが多く存在する。また化石燃料のみならず鉱物資源の確保も日本にとって重要であり、係る政策目的からも持株割合10%で配当非課税となる資源投資の範囲を拡大して頂きたい。なお、国内から直接投資する場合と差異が生じないよう、海外子会社配当益金不算入制度において、上記2事業を行っている海外子会社から、内国法人が受ける配当については、非課税条件を緩和すべきと考える。
- d) 子会社からの配当所得に係る益金不算入制度について、租税条約の適用による持分条件の緩和が考慮されていないため、直接投資する場合には課税されない配当がCFC税制上課税されることがある。これはCFC税制の趣旨に適合しないため、その是正を求める。
- e) 商社は国内・海外の事業への投資を積極的に行っているが、事業がうまくいかず撤退する際の税制の取扱いが国内外で異なっている。国内投資であれば、出資・貸付の両方について分配された残余財産との差額について損失計上が可能だが、国外投資については貸付金の免除を行った際の債務免除益がCFC税制上の合算所得として課税対象となり、損失計上が実質的にできない。国内外での取扱いが異なるのは不合理であり、その是正を求める。

③ 受動的所得の範囲の適正化

- a) 能動的・受動的峻別基準の再検討：所得の属性（能動的か受動的か）判定について、会計科目に着目した形式的な基準にのみ依拠するのではなく、実質的な内容を考慮すること。
- b) 受取利子：受動的所得として受取利子や有価証券譲渡損益が部分合算される場合、当該受取利子を稼得するために要した間接費用の控除も認めること。
- c) ユーザンス金利：商品販売に際して客先にユーザンスを供与した際に受取る利息につき、事業活動に直接紐付く所得であることから、受動的所得より除外できるものとする。
- d) デリバティブ損益：現地で能動的な事業を行う外国関係会社（商品先物取引業者には該当せず）が当該事業活動の一環としてデリバティブ取引を行う場合、デリバティブ取引の損益を受動的所得から除外すること。また、デリバティブの利用目的テスト（ヘッジ目的か否か）について、現在は日本の会計基準ベースで定められているが、これは一例であって、例えば国際会計基準ベースなど他の合理的な手法によるテストも認められる旨、明確化すること。

e) 上限額の復活：部分合算課税の金額は、会社単位の合算課税額を上限とすること（旧措法 66 の 6④の規定の復活）。

（理由）

- a) 我が国の CFC 税制では、経済実態がある子会社の所得であっても、いわゆる受動的所得については合算対象とする方式（インカムアプローチ）がとられている。インカムアプローチでは、能動的所得（経済実態のある事業からの所得）と受動的所得（経済実態を伴わない所得）の峻別が重要となるため、単に会計科目という極めて形式的な基準のみに基づいて判定するのではなく、実質的に能動的な所得は合算対象から除外すべきである。下記の事項はいずれもその所得を得るだけの実質を備えたものであり、合算から除外すべきである。また、米国で所得の属性のテストが存在することに倣い、我が国でも、事務負担も考慮しつつ、実質的な内容を踏まえて所得の属性を判断することを提案する（例えば、会計科目に基づく判断を一次的な基準として能動的・受動的の振り分けを行った上で、受動的と判定された所得について実質テストを行い最終決定することも一案である）。
- b) 受取利子や有価証券の譲渡損益には少なからず間接費用（賃料、人件費、システム関連費用等）が伴っており、当該間接費用が控除されない場合に過大な合算課税が生じてしまうため、間接費用も控除されるべきと考える。また、受動的所得と間接費用は明確な紐付けがないことを勘案し、一定の合理性が担保される方法で間接費用の金額を見積ることが出来ることとして頂きたい。尚、現行法上、資産性所得として部分合算されるのは、全部合算所得に相当するまでの金額とされており、平成 29 年度改正によりこの規定が撤廃された。これにより、部分合算対象所得に係る間接費用の控除可否が従前以上に大きく影響することとなる。
- c) 商品を販売する際のファイナンスの一つであるユーザンス金利については CFC 税制上の取扱いが明らかでないが、金利所得として認定される可能性がある。しかしながら、客先へのユーザンス供与は現地に実体のある販売活動の一部であって、その対価であるユーザンス金利はその活動に直接紐付く能動的な性質をもつ所得であり、受動的所得には該当しないと考えられるので、除外することの明確化を求める。
- d) 先物取引業者に限らず、トレーディングを行う会社にとって、デリバティブ取引は商品の価格変動その他のリスクヘッジのために不可欠であり、能動的な事業活動の一部である。デリバティブが受動的所得獲得のために利用される可能性は確かに否定できないが、かかる活動の租税回避防止のために、能動的な事業会社が行うデリバティブまでも原則合算対象とするのは、デリバティブの利用目的の誤解に基づく過剰な対応であると言わざるを得ない。
また、デリバティブの利用目的のテストは、原則法・事業者単位特例いずれについても、我が国の会計基準におけるヘッジ要件に基づき定められている。しかしながら、日本基準は判断基準の一例に過ぎず、他のもっと合理的な手法（例えば、海外で用いられている国際会計基準に基づくテスト）も使用できるようにすることを提案する。
- e) 上述のとおり、所得の属性判断は実質内容に基づき行われるべきであるが、それが認められない場合、行き過ぎた合算対象の拡大（オーバーインクルージョン）を防止するための次善の策として、平成 29 年度税制改正で廃止された、資産性所得の上限を CFC の会社単位での所得金額とする措置の復活を提案する。

④ 二重課税の排除

我が国のCFC税制上合算課税が生じている間接保有の外国関係会社について、経由法人所在地国がCFC税制に基づき当該外国関係会社を課税する場合、二重課税が生じるため、我が国において二重課税の排除のための措置を設けること（以下、例示）。

- ・ 租税負担割合の分子の税額に、経由法人がCFC税制により課された税額を含める。
- ・ 実際に合算所得が生じる場合、経由法人がCFC税制により課された税額を外税の適用額に含める。

(理由)

BEPS行動計画3を踏まえ、今後各国においてCFC税制の立法/強化が進むことが想定される中、外国関係会社の所得に関して、我が国以外の国でCFC税制の適用を受けた場合に生ずる二重（重複）課税について、国内法上でなんらかの措置を講じる必要があると考える。

(2) 外国税額控除制度

外国税額控除制度にかかる二重課税の排除のため、国外所得の一括限度方式を堅持するとともに、全世界所得の90%というシーリングを撤廃すること。

(理由)

我が国企業の海外事業展開が加速化し、その形態も多様化、複雑化する一方、進出先各国において租税制度の相違が存在している。かような状況下において、我が国企業の海外展開を支援し、同時に、諸外国における租税制度とのミスマッチを緩和するためには、事務手続きも簡便である一括限度方式の維持が不可欠である。また、帰属主義の導入により国外PEに帰属する所得が明確に規定されたことにより、90%のシーリングは制度と整合的でなくなることから撤廃を要望する。

(3) 我が国のBEPS（Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）対応

BEPS対応を踏まえた国内法制上の対応にあたり、特に以下を要望する。

- a) BEPS行動計画4（支払利子税制）については、対国内・対第三者を含めた全ての純支払利子を対象に控除制限が適用される可能性があり得るが、本税制の目的は過大な支払利子等を利用した過剰なタックスプランニングによる税源浸食を防止することである。我が国においては、既に過大支払利子税制が存在しており、既存の税制によって過剰なタックスプランニングによる税源浸食は防止できていることから、税制の見直しの必然性につき慎重に検討を行うことが望ましい。仮に、当該税制を見直す必要があるとしても、控除制限の対象とすべき支払利子等は対国外かつ対関連者のみとすべきであり、利子の受手が我が国で課税を受けるものまで対象とすべきでない。また、現行税制で調整所得金額として認められている受取配当金益金不算入部分は継続して、所得を構成することを求める。企業の資金調達として通常実施される銀行等からの借入が対象となれば、企業活動に多大な影響を与えるため、慎重な対応をお願いしたい。
- b) 移転価格税制についても、拙速に所得相応性基準を導入し、結果的に過度な二重課税とならぬよう、関係各国と十分に平仄を合わせた対応を取ること。
- c) 租税条約未締結国との条約締結及び既存の租税条約の改定を強く推進するとともに、対応的調整の実施規定や仲裁規定を盛り込むことにより課税問題が発生した場合に解決できる枠組みも整備すること。

(理由)

BEPSプロジェクトに関する最終報告書を受け、我が国の国内法についても既に過年度においてBEPSプロジェクトに呼応した改正が一部実施されており、平成29年度税制改正大綱の補論においても、中期的に取り組むべき事項として、所得相応性基準の導入を含めた移転価格税制、並びに過大支払利子税制の見直しを検討することが述べられている。したがって、今後これらの本格的な検討が行われるものと見込まれるが、その際には事前に納税者の意見を十分に確認すると共に、その見直しの必然性につき納税者に説明を行った上で、我が国企業の国際競争力や日本の立地競争力を阻害することがないよう、事務負担、並びにコンプライアンス・コストとのバランス等を鑑みて、慎重に対応することが望ましい。

(4) 外国子会社配当益金不算入制度

海外子会社配当益金不算入の対象を現行の95%から100%不算入へ拡大すること。

(理由)

海外子会社配当益金不算入制度においては、配当の5%相当額を配当に係る費用として差し引いた95%相当額が益金不算入となる。

しかしながら、過大支払利子税制の改正により支払利子の控除制限が厳しくなることが見込まれている。上述のように、同改正の是非は慎重に検討されるべきであるが、仮に改正が行われるのであれば、5%相当額を費用とする理由がなくなることから、100%益金不算入とすることを希望する。

2. 連結納税制度

連結納税における二重課税・控除の排除という制度趣旨の観点から、以下を要望する。

- a) 連結納税離脱法人にかかるみなし事業年度の申告所得を連結所得と通算できるよう措置を講ずること。
- b) 連結子法人離脱時の帳簿価額修正について、連結加入前の剰余金からの配当を修正の対象外とすること。

(理由)

期中に連結子法人同士が合併を行う場合、離脱法人となる被合併法人は、みなし事業年度を設けて単体申告を行うこととされており、当該みなし事業年度で課税所得が生じる場合には、他の連結法人の所得と通算して申告を行うことができない。また同様に、期中の株式譲渡により連結納税を離脱した子法人についても、離脱前の連結納税対象最終事業年度の末日以降に子法人にて発生した損益は通算できない一方、単体にて当期に認識する譲渡損益の計算の元となる税務上の簿価については、投資簿価修正により当該損益額も取り込んだベースの価額となり、みなし事業年度における納税手続きである単体申告と連結納税における二重課税排除のための手続きである帳簿価額修正との間に不整合が生じている。したがって、連結納税における二重課税・控除という制度趣旨や、帳簿価額修正の方法及び会計基準との平仄を鑑み、離脱法人の申告を単体申告ではなく連結申告に含めることを要望する。なお、上記の見直しが困難である場合には、単体での譲渡損益計算における税務上の投資簿価のベースを前事業年度末と合わせる等の調整制度の導入を要望する。

また、連結子法人株式の売却等により子法人が連結納税グループより離脱する場合、当該子法人株式の帳簿価額を修正することとなるが、当該子法人が連結納税グループ加入前の剰余金を有し、当該剰余金を原資として配当を行った場合には、帳簿価額修正の対象となり、キャピタルゲイン課税

を受けるため、子法人株式売却により二重課税が生じてしまう。投資簿価修正は、連結納税グループ内で既に課税済みである利益及び損失の二重課税・二重控除を排除することを目的とするものであり、連結納税グループ内で取り込まれてはいない加入前の剰余金を原資とする配当については簿価修正の対象外とすることを要望する。

3. 法人課税における個別項目

(1) 組織再編税制

海外子会社のグループ内組織再編の阻害防止のため、クロスボーダー組織再編成（特にEU域内で認められているクロスボーダー合併）についての我が国税務上の取扱いを明確化すること。

(理由)

企業活動のグローバル化の深化においては、適正な資本関係の構築すなわち外国子会社の所在地国内及び国と国を跨り実施される組織再編が必要不可欠である。外国子会社の所在地国内における組織再編については、かかる組織再編が我が国における組織再編と同一の取引であるかどうかの判断基準や課税関係について、少なくとも実務上は明確化が図られたものの、国と国とを跨り実施される組織再編については依然としてその取扱いが必ずしも明確となっていないことにより、我が国と異なる海外の制度下で行われるクロスボーダー組織再編にかかる我が国税務上の取扱いについて判断に窮することが少なくない。国際競争力の視点からも、クロスボーダー組織再編を円滑に行い、また、課税関係の予見可能性を高めることは急務であり、クロスボーダー組織再編にかかる我が国税務上の取扱い（CFC税制における非課税所得の発生有無及びクロスボーダー組織再編を実施した会社に出資する内国法人の我が国における所得発生有無）について、既に実務上の取扱いが示されている外国子会社の所在地国内で行われる組織再編と併せて、我が国税務上の取扱いを法令・通達等で明確化していただきたい。

全てのクロスボーダー組織再編についての取扱いの明確化が困難である場合には、EU域内の合併のように、クロスボーダー合併についてEU指令に基づき各国の国内法の規定が存在し、かつ、当該クロスボーダー合併の当事者が所在するいずれかの国に課税権が留保されるケースについて、CFC税制上の非課税所得が発生していないことを明確化していただきたい。

III. 一般要望項目

1. 国際課税制度

(1) 外国子会社合算税制（CFC税制）

① 合算課税対象となる外国関係会社の範囲の適正化

- a) 平成 29 年度税制改正により導入された実質支配基準に関して、財産の処分方針の概ね全てを決定できることにより実質支配と判定される場合、適用対象金額の全額が実質支配を行う内国法人の所得に合算されてしまうものの、必ずしもその財産が当該内国法人にすべて帰属するとは限らないため、持分比率に基づいて算出した課税対象金額を合算すること。
- b) CFC 税制において、合算課税対象となる外国関係会社の課税対象金額は、当該外国関係会社の事業年度末時点の翌日から「2 か月が経過する日を含むその内国法人の事業年度」において合算されることとされているが、事務負担の軽減の観点から、「4 か月が経過する日を含むその内国法人の事業年度」とすること。
- c) 内国法人が影響力を有しない外国関係会社に対する課税を排除するため、以下を要望する。
 - ・ CFC 税制の適用を受ける内国法人の判定について、内国法人による外国関係会社の株式等保有割合の要件を 10%以上から 20%以上へ引き上げること。

(理由)

- c) 平成29年度税制改正において、特定外国関係会社の追加及び部分合算の範囲の大幅な拡大が実施されることにより、申告に係る事務負担が大幅に増加することが見込まれる。内国法人の保有率が低い外国関係会社に関しては、影響力を有しておらず、会計上も連結対象となっていないことから、情報を収集することが困難であり、申告書作成実務の負担が非常に重くなる懸念がある。したがって、CFC税制の適用を受ける内国法人の判定について、内国法人による外国関係会社の株式等保有割合の要件を会計上の連結範囲と平仄を合わせ、10%以上から20%以上へ引き上げて頂きたい。

② 経済活動基準の見直し

- a) 事業基準の判定要素を、短期的な景気変動の影響を受ける収入や所得のみならず、経営資源の投下状況（投下資本、従業員の従事割合、事業活動に係る費用等）に着目した基準とすること。また、現地に本店を置くことに経済合理性が認められる中間持株会社については、事業基準の「株式等の保有」には該当しないとすること。
- b) 航空機エンジン等、その使用する範囲が必然的に国際的とならざるを得ない資産の貸付を主な事業とする場合は、結果的に所在地国基準の要件を充足することが事実上不可能になっていることから、非関連者基準又は所在地国基準の適用についてはその国際的活動に照らし、非関連者基準を適用すること。
- c) 統括会社の定義及び CFC 税制の経済活動基準（管理支配基準の充足）より、必ずしも統括会社として、外国関係会社と内国法人の間に 100%保有関係を求めているものではないことから、統括会社について、要件を緩和し、2 以上の内国法人（パートナーとの共同出資）による 100%保有の統括会社を認めること。
- d) 被統括会社の保有割合要件に関して、統括会社による発行済株式等の 25%以上を直接保有し、

かつ、議決権の25%以上を直接保有するとの要件を撤廃し、統括会社を含むグループ全体で被統括会社に対する50%超の支配権を有するかどうかで判定すること。

- e) 所在地国基準及び管理支配基準について、中東地域等現地の外資規制等のやむを得ない事情により、事業を行う国に本店を置くことができない場合がある。そのため、その隣国等に外国関係会社の本店を置き、特定の国の支店において事業を行っている場合においても当該特定の支店において主として事業を行い、事業の管理、支配、運営を自ら行っていると認められるときには同基準を満たすものとする。
- f) 主たる事業が卸売業である場合の非関連者基準において、租税特別措置法施行令39条の14の3第16項にて「売上の代理又は媒介に関し受け取る手数料がある場合には、その手数料を受け取る起因となった売上の取引金額を含む」と規定されているが、代行売上・代行仕入の金額は会計上計上されていないため、当該取引金額を集計するのは困難かつ非常に手間であることから、これを非関連者基準の判定における計算に含めないこと。
- g) 経済活動基準の充足判定に用いる事業の判定は原則として日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定することとされているが、事業区分がその事業実態に即さない場合における判定方法を明確化すること。例えば、保険媒介代理業は、日本標準産業分類上、「保険業」に該当するものの、保険業を営む会社における非関連者基準の判定に用いることとされている収入保険料がないことから、そのような場合における事業区分（または非関連者基準）の判定方法を明確化すること。

（理由）

- a) オーバーインクルージョン防止の観点から、主たる事業の判定について整備することを要望する。具体的には、一過性のキャピタルゲイン/ロスといった特殊要因や、短期的な景気変動の影響等によって主たる事業の判定が歪むことを防止するため、主たる事業の判定においては外国関係会社の収入や所得のみならず、経営資源の投下状況（投下資本、従業員の従事割合、事業活動に係る費用等）に着目することとして頂きたい。
- b) 平成29年度改正において、事業基準及び所在地国基準より一定の航空機リース業が除外されることとなり、当会の従来要望が取り入れられた形となったが、航空機エンジン等、その使用する範囲が必然的に国際的とならざるを得ない資産の貸付を主たる事業とする外国関係会社についても航空機リース業と同様に、非関連者基準が適用されることが適切であると考えている。

③ 合算所得の範囲の適正化

- a) 平成29年度税制改正適用開始後の外国関係会社の適用対象金額の計算上、新税制適用開始前の各事業年度において生じていた欠損金についても、新税制における外国関係会社（租税負担割合に拘わらず）に該当していた事業年度の欠損金であれば繰越控除を可能とすること。
- b) 基準所得金額から控除する外国関係会社の法人所得税額を、合算課税対象事業年度において納付することとなる額ではなく、合算課税対象事業年度の外国関係会社の所得に対応した納付が見込まれる額とする方法に変更する。もしくは、合算課税対象事業年度の外国関係会社の所得に対応した法人所得税の納付が確定した事業年度に基準所得金額がない場合には繰越欠損金として翌事業年度に引き継ぐことを可能にすること。

④ 受動的所得の範囲の適正化

- a) 受動的所得におけるデミニマス基準について、平成 29 年度改正では「資産性所得額 2,000 万円以下又は税引前利益の 5%以下」として設定されているが、当該基準の引き上げを行うこと（例：資産性所得額 1 億円以下もしくは税引前利益の 10%など）。
- b) 出資割合 50%以下の関連者にも幅広くグループファイナンスを行っているため、関連者等の定義は内国法人に直接・間接に 10%以上出資を行っている外国法人とすること。
- c) 受動的所得となる受取利子には償還有価証券の調整差益を含めないこと。
- d) 受動的所得となるデリバティブ損益より除かれる「短期売買商品損失額を減少させるために行った一定のデリバティブ取引に係る損益」について、読み替え規定（租税特別措置法施行規則第 22 条の 11 第 18 項）により除外対象とするのではなく、法令上のデリバティブ取引等に短期売買商品に係るデリバティブ取引も含めることで、ヘッジ取引として行ったものについては合算から除外するという条文構成とすること。
- e) 受動的所得における特定所得の金額の計算において、我が国法令に準じて計算することとされているが、現地法令に基づき我が国と異なる特殊な会計処理が過年度に行われている可能性がある場合に、一定の仮定や現地法令に即した帳簿価額の使用を容認すること。

(理由)

- b) 平成29年度改正では、一定の要件を満たす外国関係会社による関連者宛の金銭の貸付に伴う利子を受動的所得から除外する規定が設けられている。しかしながら、グループファイナンスにおける実際の貸付先は租税特別措置法に規定される関連者よりも広く、グループファイナンスの実態に平仄を合わせる観点から改正を要望するもの。
- c) 受動的所得となる受取利子には経済的に利子に準ずるものとして償還有価証券の調整差益が含まれることとされている一方で、同じく受動的所得となる有価証券の譲渡損益に係る譲渡原価の計算にあたっては、償還有価証券の調整差益を加味しないこととなっており、償還有価証券についてアキュムレーションが生じる場合には、受取利子と譲渡益の二重課税が発生するため。
- d) 現在の読み替え規定に沿うと、デリバティブ取引等のおおむね全部が「短期売買商品損失額を減少させるために行った」ものである場合には、事業者単位特例を満たせることとなるが、外国関係会社において短期売買商品に係るデリバティブ取引と、その他のデリバティブ取引が混在している場合には事業者単位特例を満たせないこととなり、たとえヘッジ目的で全てのデリバティブ取引を行っていたとしても、デリバティブの構成により事業者単位特例を満たせないという不合理な事態が発生するため。

⑤ 合算済所得の配当等に係る二重課税排除規定の整備

- a) 特定課税対象金額を有する法人の株式譲渡を行い譲渡益が生じた場合、当該法人にかかる特定課税対象金額に達するまでの金額については、投資簿価を修正することで非課税とし、二重課税を排除すること。
- b) 平成 21 年度税制改正以前は CFC 税制が留保所得課税の性格であったため、配当促進の観点から年度制限を設けたものであり、現在の発生所得課税の性格上年度制限を設ける必要はない

め、合算課税の対象となる孫会社（外国関係会社）から子会社を通じて配当を受ける場合の二重課税の調整に関し、年度制限を撤廃すること、また曾孫会社（外国関係会社）以下を区別する理由もないため、曾孫会社（外国関係会社）以下にも適用があることを明確にすること。

- c) 外国関係会社の清算事業年度において、特定課税対象金額の残高がある場合、その範囲内で最終事業年度に生じた欠損は内国法人の損金とすること。
- d) 特定課税対象金額がある法人が適格合併により他の法人に吸収合併された場合（クロスボーダー合併を含む）、当該被合併法人にかかる特定課税対象金額の合併法人への引継ぎを認め、被合併法人の特定課税対象金額に対する二重課税を排除すること。
- e) 外国関係会社である孫会社の特定課税対象金額を子会社経由で配当する際の子会社所在地国課税との二重課税を排除すること。
- f) 外国関係会社の合算課税適用前に内国法人に対する配当があった場合、当該配当が二重課税となることから二重課税を排除すること（例：3月期決算の内国法人が3月期決算の外国関係会社から中間配当を受け取る場合）。
- g) 利子等配当以外の所得にかかる源泉税については、二重課税の排除として、外国税額控除又は損金算入が認められているが、一方で外国関係会社からの配当にかかる源泉税は「損金算入」しか認められていないため、同様に「直接外税控除と損金算入の選択」に変更すること。

⑥ その他

- a) 内国法人からの影響力が低く、定期的に財務データを取り付けることが困難な会社などについても、現状書類を取り付ける必要があり、その事務負担は小さくないため、外国関係会社にかかる所得の課税の特例にかかる添付書類の省略を認めること。
- b) 外国関係会社の該否判定を行う際、内国資本の合計出資比率の分子から国際協力銀行(JBIC)等の公共法人を除くこと。
- c) 外国法人を当該外国法人の事業年度途中で買収した場合、適用対象金額の算出においては、買収前後で事業年度を区切ることを認めること（実務負担軽減の観点から、買収の効力発生日ではなく、月初、又は月末で区切ることが望ましい）。
- d) 一定の要件を満たす受取配当金額を基準所得金額から控除するための受取配当金の明細書について、当初申告要件を撤廃すること。
- e) 受動的所得における根拠の無い異常な所得に関する明確化。
 - ・ 固定施設等の売却益を根拠のない異常な所得から除くこと。

(理由)

- e) 異常所得とは、OECDのBEPS行動計画3を受けたもので、個々の外国子会社の経済実態に照らせば通常稼得困難と考えられる所得であるとされている。外国子会社が事業上の理由から不要となった固定施設を譲渡することはあり、売却益は臨時的な所得ではあるものの、経済実態に照らして通常獲得困難な所得ではない（むしろ獲得することは当然）。現行の規定では異常所得に含まれる可能性があるため、明確化を求めるもの。

(2) 外国税額控除

国際的な二重課税排除の実効性を確実なものとするため、下記を要望する。

- a) 当期の外国法人税に対し、当期に生じた外国税額控除限度額と過年度の繰越限度余裕額を充当する順番を任意適用とすること。
- b) 控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間3年は「期ずれの措置」の趣旨であるが、BEPSの議論等を通じて、新興国等において、所得の発生事業年度以後の事業年度に追加的に課税が行われる事例の増加が想定される。また、当該課税に対する裁判結果が出るまでの時間は10年程度と長期にわたる場合もあり、従来期の期ずれの年数では対応できない。このため、現行の繰越期間（3年）の延長が必要であり、少なくとも帳簿保存期間に合わせて7年に延長すること。
- c) 国外所得計算上、非課税の国外所得の金額がマイナスになった場合に、当該非課税所得の金額をゼロと見做す旨の規定の撤廃をすること。

(理由)

企業のグローバルな活動によって生じた国際的な二重課税は適切に排除されるべきであり、外国税額控除制度における限度超過額と限度余裕額の繰越使用のルールは重要な意味を持っている。

- a) 当期の外国法人税に対し、当期に生じた外国税額控除限度額と前期以前に発生した繰越限度余裕額を充当する順番を企業の任意に決定することを要望する。現在は当期の外国法人税に対して、最初に当期に生じた外国税額控除限度額まで充当し、限度超過額が生じた時点で前期以前からの繰越限度余裕額を充当することとされているが、企業が年度毎に決定することも可能と考える。
- b) 海外当局による過去3年を超える年度に対しての新興国での課税事例が増加している状況下、現在の規定にある3年間の繰越期間では、当初の「期ずれの措置」に対応できず、今後、二重課税の解消ができないまま控除額が失効するケースの更なる増加が想定されるため、期限を帳簿保存期間に合わせて7年への延長を求める。
- c) 国外所得の計算においては、現行は国外所得金額から外国法人税が課されない国外源泉所得に係る所得の金額（以下「非課税国外所得の金額」という。）を控除することで算出される。また、非課税所得の金額がマイナスの値となった場合、非課税国外所得の控除額をゼロと見做すこととされている。この点、例えば、資産の譲渡損失が非課税国外所得として発生する場合など、同控除額をゼロと見做すことで、本来の課税国外所得よりも過小に算出され、十分な外国税額控除限度額が確保出来ない恐れがあり、当該規定の撤廃を要望する。

(3) 外国子会社配当益金不算入制度

- a) 外国子会社配当益金不算入制度について、海外で生み出した利益の国内還流の阻害防止及び我が国企業の国際的競争力をより一層強化すべく、以下を要望する。
 - ・ 特定資源（天然ガス、石油、鉱物資源等）に対する海外投資については、持分保有要件を廃止し、持分割合にかかわらず海外配当益金不算入制度の適用対象とすること。
 - ・ 特定資源以外に対する海外投資については、持分保有要件を25%以上から海外主要国水準に引き下げることを。

- b) 期末に配当金を未収計上した場合、翌期に納付される源泉税の証憑を保存することはできないため、益金不算入対象となる配当にかかる源泉税の書類保存要件を廃止する（外国税額控除の対象外であり、かつ損金不算入とされているため）、また、配当支払法人の決算書類についても保存要件があるが、決算期が同一の子法人より中間配当を受領した場合、申告期限内に決算書の入手が困難な場合があるため、書類保存要件を廃止あるいは緩和すること。

(理由)

- a) 資源輸入国である我が国にとって、海外の資源案件への投資を通じて資源の安定供給を図ることは極めて重要である。一方で、天然資源の権益を取得するための投資金額は巨額であり、持分あるいは権益の25%以上を取得することは困難を伴う。

平成21年度税制改正において外国子会社配当益金不算入制度が導入されたのは、我が国経済の活性化の観点から、我が国企業の外国子会社が海外市場で獲得した利益の国内還流促進に向けての環境整備がなされたものであるが、昨今の我が国企業による天然資源確保のための投資を含む海外投資拡大の動きを鑑みれば、本制度の意義は年々増していると考えられる。

したがって、外国子会社配当益金不算入制度について、我が国企業にとっての同制度の意義に加えて、資源確保のためのより高い競争力の確保、我が国への安定した資源供給という観点から、特定資源（天然ガス、石油、鉱物資源等）に対する海外投資について持分保有要件を廃止し、持分割合にかかわらず同制度の適用対象とすることを要望する。

また、特定資源以外に対する海外投資についても、二重課税の適切な排除という観点及び外国子会社配当益金不算入制度導入の趣旨に加えて、同様の制度を持つ海外主要国の持分保有要件（英：比率要件なし、仏、蘭：5%、独、ベルギー：10%）とのイコール・フットイングの観点から、現行持分保有要件である「25%以上」を海外主要国水準に引き下げることを要望する。

- b) 益金不算入制度下における配当にかかる源泉税については外国税額控除対象外かつ損金不算入であることから、事務効率化の観点から書類の保存要件の廃止を要望する。

(4) 移転価格税制の見直し

- a) 国外関連者から、企業が事実上コントロールできない50%出資先を除外し、「50%以上」を「50%超」とすること。また、企業が事実上コントロールできない実質支配基準における法人役員数による支配判定につき、「2分の1以上」を「2分の1超」とすること。
- b) 移転価格税制に係る文書化制度に関し、以下を要望する。
- ・ 最終親会社等届出事項の提出期限を法人税申告期限日とすること。
 - ・ 所謂ローカルファイル作成義務範囲から、事前確認制度（片務を含む）を締結している国外関連者、及び、CFC税制の適用を受けている国外関連者を除外すること。
- c) 無形資産の取扱いについては、予見可能性が確保され、かつ国際的なルールとも整合性をとった上で、法令レベルで規定すること。また、OECD移転価格ガイドラインの改正にて既に規定された第9章（事業再編）や、今後の更なるガイドライン改訂作業に対応するための国内制度改正、執行についても、納税者の理解や納得を得ながら進めること。
- d) 国外関連者への寄附金に対する課税については、贈与の意図が契約上明白なものに限定し、原

則は移転価格税制を適用すること。

- e) 「特定事実」が存在することによる実質支配基準で国外関連者と判定する際は、税務当局側に举证責任があることを明文化すること。
- f) 国別報告書は、e-tax 経由で提出する必要があるが、所定のフォームに基づいた CSV ファイル（もしくは XML ファイル）が必要であり、Excel で単純にファイル形式を変換保存するだけでは対応できない状況下にある。そのため、所定のファイルを作成するにあたり、納税者の事務負担が増加していることから、より簡便的な手法での提出方法（単に Excel を CSV に変換することや、変換用のフォーマットをご用意いただく等）を検討すること。

(理由)

- a) 国外関連者判定において、国外関連者の対象となる50%の持分の会社は、原則、会計上持分法適用である会社であり実質的に支配できていないことから、別表17(4)作成でも、出資比率50%で持分適用である会社からの情報収集には相当の事務負担がかかっている。加えて、平成28年度税制改正における国別報告事項の構成事業体の範囲として、「適用される会計基準において、連結財務諸表に財産及び損益の状況が連結して記載される事業体」と定義されたことも踏まえ、本事項との平仄を合わせて頂きたい。
- b) 平成28年度税制改正により、移転価格税制に係る文書化制度が導入され、各種事務負担が発生している。その中でも、「最終親会社届出事項」については、現在の提出期限である会計年度終了時に構成事業体の確定がなされることから、実務上の観点からも、法人税申告期限日が提出期限であることが適当と考える。また、いわゆるローカルファイルについては、その目的が国外関連者との独立企業間価格を算定するためのものであり、事前確認制度（片務を含む）を締結している国外関連者はその時点で目的を達成しており、また、年次報告書にて取引価格等について報告を行うことから、事務負担も考慮し、ローカルファイルの同時文書化義務範囲から除外して頂きたい。同時に、CFC税制の適用を受けている国外関連者の所得は我が国で課税されていることから国外関連者との取引について分析の必要性はなく、ローカルファイルの同時文書化義務範囲から除外して頂きたい。
- c) 移転価格税制は、企業の海外活動への影響が極めて大きい税制であり、特に昨今の課税は商社のように海外で事業を行う企業の海外展開を大きく制約し、今後の活動に支障を来す可能性も否定できない。特に無形資産と役務提供取引の取扱いについては、他国との整合性を欠いており執行機関の裁量範囲が大きい制度となっていることから、企業にとりどのような場合が移転価格税制に該当するのかという予見可能性が確保されていない。
- d) 国外関連者への寄附金課税との線引きを明確にしつつ、移転価格税制の整備を図っていただきたく、上記の項目について要望する。

2. 納税環境整備

(1) 納税者権利憲章の整備・税務調査の効率化について

- a) 平成23年度税制改正案に織り込まれていた納税者権利憲章を法制化すること、特に以下項目を要望する。
 - ・ 納税者の権利利益の明確化及び法制化。

- ・ 国税庁に求められる役割・行動、国税庁の使命と税務職員の行動規範についての策定と法制化。

- b) 重加算税が課される伪装隠ぺい行為の課税要件につき、現行の「法人税の重加算税の取扱いについて（事務運営指針）」をより明確化するよう法令にて規定すること。

(理由)

平成23年度税制改正案において、納税者権利憲章の制定を行うことが織り込まれていたが、実現に至っていない。平成24年度税制改正にて国税通則法が抜本的に改正され、税務調査の事前通知及び調査終了時の手続きについて法令化がなされたが、納税者の権利利益の保護を図る観点から、上記項目の実現を要望する。

(2) 申告手続等の整備について

- a) 法人税法 74 条で規定する確定申告書に添付する、財務省令で定める書類（法人事業概況説明書）については、その作成の費用と効果を勘案して不要と思われる項目を削減すること。
- b) その他確定申告の際の添付要件となっている決算書、会社概況書等の書類について、添付省略を認めるか、一般的に利用されているフォーマットによる電子データ添付を可能とすること等により、別途提出書類なしで申告が完了できるような措置を講ずること。
- c) 現在、法人税の法定申告期限は各事業年度終了日の翌日から 2 ヶ月以内と規定されているが、他国との平仄を合わせ、1 年以内に変更すること。もしくは申告期限の延長期間を 10 ヶ月以内に変更すること。
- d) 平成 32 年度からの大法人の電子申告が義務化されることを見据え、申告に係る煩雑な事務負担の軽減に向けた添付要件と保存要件の区分見直しを検討すること。特に、勘定科目内訳明細書と CFC 税制における特定外国関係会社・対象外国関係会社の財務諸表の添付を保存に改めること。又、電子申告時に提出する添付資料のデータファイルについて、電子データでの提出が困難なファイルはイメージデータでの添付を可とする、又は提出フォーマットの柔軟化を実現すること。
- e) 支払調書の提出期限を現行の報告対象年の翌 1 月 31 日から 3 月末日まで延長すること。
- f) 連結納税に係る各種届出書や地方税申告等の重複業務を排除するため、各税務署・県税事務所が法人番号を効率的に利用すること。
- g) 法人事業税及び法人住民税につき、現在都道府県別・市町村別に異なるタイミングで納付書類が送付され、また納税を求められる為、企業内の確認・申請プロセスに過剰な事務負担が生じている。窓口の一本化等により、納税手続の効率化を図ること。（更正による追加納付に対する加算金・延滞金等を含む）。
- h) 所得税法第 181 条第 1 項で定める「その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない」の十日を翌月末に変更する等、期日を延期すること。

(理由)

- a・b) 国税電子申告・納税システム、電子帳簿保存法の適用は、納税者、徴税者双方にとっての事務効率化、コスト削減につなげることを目的としている。近年、その利用については拡大の方向に

あるが、更なる利便性向上のため上記について改善を要望する。

- c) 以下の観点を踏まえ、法定申告期限（申告期限の延長期間）の見直しを要望する。

【諸外国との平仄の観点】

主要国における申告期限・予定納税（中間納付）は以下のとおりであり、我が国の法定申告期限及び申告期限の延長期間は他国と比較して極めて短い。他方、予定納税については他国と比較し、年1回と少ない状況を踏まえると、諸外国では早期に税収確保を行うことを優先とし、申告書は納税額の妥当性を補完する位置づけ（納税より劣後）にあることから、我が国の制度と大きく異なっている。

（申告期限）

- ・米国：決算終了後4.5ヵ月＋6ヵ月(延長申告)
- ・英国：決算終了後12ヵ月
- ・ドイツ：決算終了後5ヵ月＋7ヵ月延長（税理士法人が申告書を作成する場合）

（予定納税：中間納付）

- ・米国、英国、ドイツ、四半期毎

【外国法人のPE申告に関する申告期限の延長の観点】

外国法人の日本支店の申告では本店の決算が確定しないため一般的に9ヵ月の申告期限の延長が認められている一方、連結納税を適用している法人は2ヵ月の延長のみしか認められていない。

【CFC税制の観点】

実務上、外国法人の監査済み財務諸表の作成には事業年度終了後、長期間を要することから、申告期限までに正確な外国法人の決算情報、現地ベースの税務調整に関する情報を入手することが困難である。また、我が国法令方式の適用にあたっては、現地の財務諸表を分析し、我が国ベースでの申告調整を行うことも現実的ではない。

【ローカルファイル導入に伴う納税者の事務負担の観点】

平成28年度税制改正でローカルファイルの同時文書化が義務付けられたが、施行のタイミングが1年先延ばし（平成29年4月1日）となっており、かつ、ローカルファイル作成の前提も入手可能な情報をベースとした、ある程度、納税者に配慮された制度改正とはなっているものの、現状の申告作業のほか、ローカルファイル作成の準備を同時並行で行うことによる実務的対応が非常に困難である。

- d) 平成28年1月1日よりマイナンバーの利用が開始され、支払調書に支払先の個人番号を記載することとなった。今後、個人番号の収集等、支払調書の作成には追加的に労力・時間を割く必要があり、所得税法第225条に定める支払調書の提出期限を延長していただきたい。
- e) 事業者や連結納税グループにおける重複業務を排除するため、連結納税の届出書や地方税申告など、各税務署、県税事務所がマイナンバーを効率的に利用できるよう整備していただきたい。
- h) 翌月十日を納付期日としているために、5月など、月の始めに休日がある場合、作業スケジュールがタイトになり、担当者が残業を強いられている。
長時間労働の削減といった働き方の見直しは、喫緊の課題であり、月中の労働時間配分の自由度が増す様、納付期日の延期をお願いしたい。

3. その他法人課税

(1) 法人実効税率の引下げ及び課税ベースの適正化

- a) 我が国企業の国際競争力強化や国内外からの投資促進のため、以下を要望する。
- ・ OECD 諸国やアジア各国並みの法人税率（25%以下）を念頭に、法人実効税率のさらなる引下げを進めること。
 - ・ 但し、繰越欠損金や受取配当金、外形標準課税等に係る課税ベース拡大は、我が国企業の国際競争力や成長を阻害し、我が国の立地競争力の低下を招くことから、これらを財源とする法人実効税率引下げをしないこと。
- b) 我が国の繰越欠損金の控除限度及び繰越期間は諸外国に比べて制限が厳しく、失効した欠損金に対応する税率相当分は税負担増となっており、納税者に過度な二重課税を強いる結果となっていることから、法人税収とのバランスにも配慮しつつ、早急な改善を要望する。
- ・ 既存の欠損金を含め欠損金の繰越期間を OECD 諸国並みに 20 年に延長もしくは期限を定めず繰越可能とすること。
 - ・ 欠損金の繰戻還付について全ての企業を対象とすること。
 - ・ 控除制限を緩和もしくは撤廃すること。

(理由)

- a) 企業活動のグローバル化がますます進んでいく中、我が国の立地競争力及び我が国企業の国際競争力を確保もしくは強化し、我が国経済の中長期的な活性化につなげるためには、欧米やアジア等の海外諸国とのイコール・フッティングの観点から、我が国企業もしくは我が国に進出する外国企業が、我が国において海外主要国と比較してより高い租税負担を課されている租税制度について、海外主要国と同様の制度（同水準の法人実効税率及び課税ベース）とすることで、我が国経済成長の支えとなるような税制改正がなされるべきであると考え（OECD加盟国平均：約25%、アジア地域平均：約21%、ヨーロッパ地域平均：約20%）。但し、繰越欠損金や受取配当金、外形標準課税等に係る課税ベース拡大は、我が国企業の国際競争力や成長を阻害し、我が国の立地競争力の低下を招くことから、これらを財源とする法人実効税率引き下げに反対する。
- b) 企業が事業ポートフォリオを入れ替えながら成長していくにあたり、資産の入れ替えに伴う損益の発生は不可避である中で、繰越欠損金に使用期限があることで、資産売却益が過去の売却損と相殺出来ずに課税が発生する等、企業の資産入れ替えを阻害する要因にもなっていると考え。英国、フランス、ドイツ等、欠損金の繰越期間に制限がない国も多くあることから、国際競争力の観点より、繰越期間は永久であることか望ましいものの、一定の期間を設ける場合でも、諸外国並みに20年とすることを要望する。また、欠損金の控除制限についても、平成27年度税制改正において財源確保が優先されたことから控除制限が強化されたが、OECD諸国と比しても厳しい制度となっていることから（米、英、蘭：制限なし、独：60%、仏：50%）、国際的な立地競争の観点から、改めて緩和もしくは撤廃することを要望する。法人税収のバランスにも配慮する必要はあるものの、中長期的には行き過ぎた控除制限規定の是正が不可欠である。

更に、青色欠損金(連結欠損金)の控除限度割合の引き下げにより、青色欠損金(連結欠損金)を有している法人の実質的な税負担が増加しないよう、現在中小企業者等にその規定の適用を限定している欠損金の繰戻しによる還付を全ての法人が適用を受けられるよう要望する。

(2) 受取配当

- a) 国内関連法人からの受取配当金について、税制の簡素化・事務負担の軽減及び国内事業再編の促進を図るため、以下を要望する。
- ・ 関連法人株式等にかかる国内受取配当金の益金不算入額算定において控除することとされている負債利子の規定を廃止すること。
 - ・ 関連法人株式等の出資比率要件を「1/3 超」から「1/3 以上」に引き下げること。
- b) 現状の 4 区分の判定が実務上煩雑であり、特に配当基準日における 5%保有の確認が必要となる被支配目的株式の判定に膨大な事務負担が発生している。少なくとも従来の 3 区分に変更の上、制度を簡素化すること。
- c) 株式数の減少を伴う有償減資を行う際、みなし配当の計算方法は、「資本の払戻し」又は「自己株式の取得」のいずれを適用すべきなのか、法人税法第 24 条の適用関係を明確にすること。

(理由)

- a) 企業は、事業活動の性質上、国内の子会社や関連会社への事業投資により企業集団を構成する一方で、取引先との関係構築目的を含むポートフォリオ投資等を多く有する場合には、恒常的に事業再編や資産入れ替えを行っており、当該負債利子控除計算には多大な事務負担が生じている。同一所得に対する二重課税の排除という制度本来の趣旨、国内配当に係る取扱いの統一により企業活動や業種に対して中立で簡素な税制とすること、及び税務申告及び税務執行上の簡便性を実現することを目的として、その他の株式等/非支配目的株式等と同様に関連法人株式等についても負債利子計算の廃止を要望する。

また、平成27年度税制改正により、法人税減税の財源確保の観点から、関連法人株式の出資比率要件が「25%以上」から「1/3超」に引き上げられている。一方、「1/3超」を要件とする場合、3社共同出資の合弁会社が要件を満たさないこととなり、国内事業会社の再編の阻害要因となっていることから、「1/3以上」への引き下げを要望する。「1/3超」の要件は会社法上の株主総会特別決議に対する拒否権と平仄を合わせたものとされるが、そもそも配当益金不算入の要件を拒否権と厳密に揃える必要性・意義に乏しく（なお、拒否権は持株比率ではなく議決権比率であることから、いずれにせよ厳密には両者は一致しない）、「1/3以上」とすることによる実質的な悪影響は限定的であると考ええる。

- c) 平成18年の会社法制定後、減資を行う際、「資本金の額を減少させること」と「株式数を減少させること」とは分離されたと考えられているが、現在の法人税法第24条の規定内容は、株式数の減少を伴う有償減資の取扱いにつき曖昧であると考ええる。また、海外子会社からの（株式数の減少を伴う）有償減資が、日本の旧商法時代における「強制消却（株主の同意なく株式を消却する制度）」に該当する場合があると考えられるが、この場合の取扱いも曖昧であると考ええる。

(3) 組織再編税制

- a) 海外子会社のグループ内組織再編の阻害防止のため、以下を要望する。
- ・ 適格現物出資の移転資産における外国法人の発行済み株式等の総数の 25%以上の基準について、化石燃料投資等の資源投資についてはその保有持分要件を 10%以上とすること。
 - ・ 適格現物出資の移転資産における保有持分の比率判定は国内・海外子会社を含むグループ

ベースで行うこと。

- b) 組織再編にかかる二重課税排除のため、以下を要望する。
- ・ 適格株式交換において、完全親法人の取得する完全子法人株式の取得価額を時価とすること。

(理由)

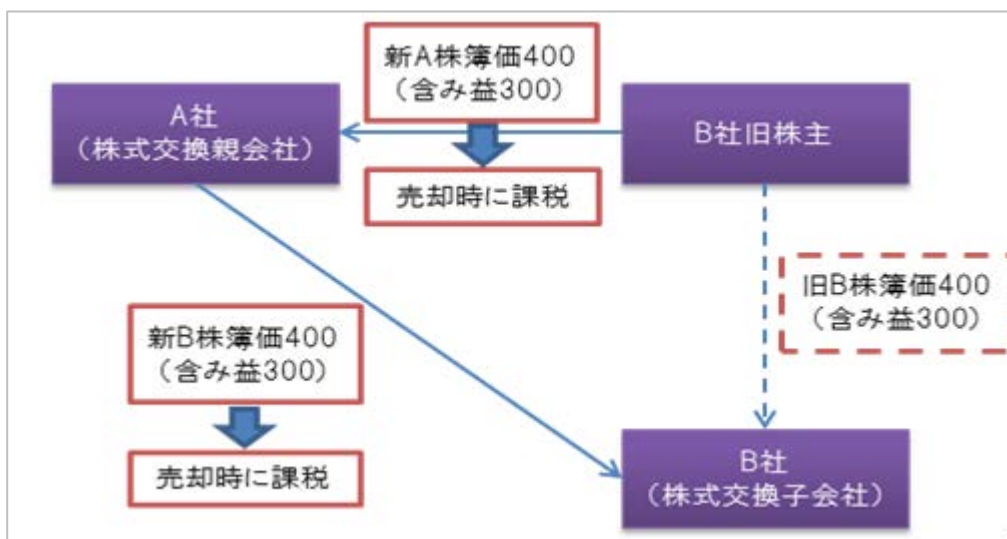
- a) 企業活動のグローバル化の深化においては、適正な資本関係の構築すなわち外国子会社の所在地国内及び国と国を跨り実施される組織再編が必要不可欠である。外国子会社の所在地国内における組織再編については、係る組織再編が我が国における組織再編と同一の取引であるかどうかの判断基準や課税関係について、少なくとも実務上は明確化が図られたものの、国と国とを跨り実施される組織再編については依然としてその取扱いが必ずしも明確となっていないことにより、我が国と異なる海外の制度下で行われるクロスボーダー組織再編に係る我が国税務上の取扱いについて判断に窮することが少なくない。国際競争力の観点からも、クロスボーダー組織再編を円滑に行い、また、課税関係の予見可能性を高めることは急務である。

クロスボーダーの組織再編においては用いられている、内国法人から外国法人へ現物出資において、内国法人が外国法人の発行済株式総数等の総数の25%以上の株式を有するその外国法人の株式は、非適格となる移転資産から除かれている。受取配当金の項でも述べたとおり、資源輸入国である我が国において、安定的な資源確保は重要なテーマであり、この分野について国際競争力を保つことは重要であると認識している。その中で、現状、上述のとおり25%以上保有する外国法人の株式の移転は適格現物出資との取扱いとなっているが、巨額の資金を必要とする天然資源ビジネスにおいて国際競争力を保ち、機動的にかつ柔軟に遂行していくために、適格現物出資における外国法人株式等の持分割合についても10%以上とする必要があると考える。なお、現状この保有持分比率は現物出資法人単体で判定されることとなるが、グローバル企業のグループ経営の実態に鑑み、保有持分比率の判定は国内外のグループ会社の合計保有持分比率とすることを要望する。

- b) 現行法令においては、適格株式交換により完全親法人の取得する完全子法人株式の取得価額は、旧株主の簿価もしくは簿価純資産とされている。そのため、仮に、含み益を有する法人を株式交換により第三者より取得した後に完全親法人が当該完全子法人株式を第三者に譲渡した場合、株式交換時に存在した含み益相当について譲渡益課税がなされてしまう。

完全親法人株式を取得する旧株主にとっては完全親法人と完全子法人を一体とみなして当初投資の継続性に着目し簿価引継ぎとすることが適切であり、税法上も十分な手当てがなされている。一方、完全親法人にとって旧株主は第三者であることから、完全子法人株式の時価相当の完全親法人株式を発行することにより旧株主から取得した株式の取得価額は第三者間取引価格となるべきであり、完全親法人の取得する株式の取得価額についても旧株主の取得する株式と同様に旧株主の簿価を引き継ぐことは、含み益を抱えた資産を二重で発生させ、二重課税を招くおそれがある。したがって、適格株式交換において、完全親法人の取得する完全子法人株式の取得価額を時価とすることを要望する（以下図解参照）。

株式交換により完全子会社化するケース



(4) 連結納税制度の見直し及びグループ法人税制の見直し

- a) M&A や組織再編等の阻害要因となっているため、以下のとおり、連結納税加入に伴う不合理な課税、取扱いを排除し、海外主要国と同様の取扱いとすることを要望する。
 - ・ 連結納税グループ開始・加入時の資産の時価評価課税を廃止すること。
 - ・ 特定連結欠損金の適用範囲を拡大し、連結納税適用開始前・加入前に子法人で発生した欠損金については全て特定連結欠損金として持込みを可能にすること。
 - ・ 連結納税加入時の加入特例（翌月初加入）と同様に、連結納税離脱の際の離脱日について「みなし離脱日」を特例として設けること。
- b) 連結納税制度を適用した一定期間経過後、会社の選択により連結納税取止め（=単体申告へ戻る）を可能とすること。
- c) 連結納税に関わる全ての届出（異動届出等）について、連結親法人からのみによる電子での届出とし、加入・離脱の届出以外についても、連結子法人による提出を不要とすること。
- d) 連結納税加入時に生ずる連結子法人が有する資産の時価評価課税に係る除外要件を、「連結親法人による完全支配関係が加入した同一事業年度内に完全支配関係を有しなくなった場合」とすること。
- e) 連結納税子法人各社からの公的機関等への各種申請の際に、納税証明書の添付を義務付けられることが度々ある。連結納税を採用していることから、従来から連結単位での納税証明書しか発行対応していないが、個別帰属額の申告もおこなっていることから、個別単位での納税証明書の発行対応すること。

(理由)

- a) 平成29年度税制改正において、連結納税開始・加入時の時価評価の対象から、営業権の時価評価課税が実質解消されたことは高く評価できる。一方、例えば国内100%子会社の買収案件において、連結納税適用会社の場合は買収対象会社において帳簿簿価が1,000万円以上であれば時価評価課税が生じることとなり、競合他社との競争上不利な状況に置かれている。現在多くの企業はグループでの総合力を発揮すべく事業を推進しており、連結納税制度採用の促進の観点からも、時

価評価課税の廃止を要望する。

また、平成22年度税制改正において、一定の子会社欠損金の持込みが可能となったが、対象となる取引は極めて限定されている。国内100%子会社の買収案件において、連結納税適用会社は買収対象会社の繰越欠損金が消滅することとなるため、競合他社との競争上不利な状況となっていることから、通常の株式買収の場合であっても、加入した当該法人の所得とのみ相殺できる特定連結欠損金として持ち込むことが可能となるよう、持込み制限緩和を要望する。連結グループ全体の所得との相殺はできないことから、持込み制限の本来の趣旨が損なわれることはない。

月次決算期間の途中で連結納税からの離脱に際しては、連結納税加入時の加入法人の最初の事業年度の特例のような措置が取られておらず、離脱法人のみなし事業年度の申告を月次に行うことができない。この点、申告書作成実務そのものの煩雑さのみならず、実際のM&Aの現場における、離脱日の交渉、決定に影響を与えるため、連結納税からの離脱法人のみなし事業年度を月次決算期間の末日とする特例措置を要望する。

- c) 連結納税制度適用にあたっては、その実務運用の柔軟性や利便性も重要であるため、連結納税制度適用中止といった新たな制度導入を要望する連結納税子法人の加入・離脱の届出については、親法人及び子法人の双方でそれぞれの所轄税務署に提出することになっているが、実務上、本作業は二重作業になっていることから、連結納税グループ全体での事務負担軽減のためにどちらか一方での提出を省略可能とし、更に他の届出についても、届出内容によっては親法人・子法人のいずれかが提出義務者となるが、これをどちらかに統一することを要望する。
- d) また、現状、連結納税加入日以後二カ月以内（連結親法人事業年度終了日以前）に離脱する場合は、連結子法人が保有する資産は時価評価資産には該当しないことになっている。しかしながら、加入から離脱までの各種事務手続きに相応の時間を要する点、また、同一連結事業年度内の離脱であれば連結所得の金額に影響を与えない点を踏まえ、時価評価対象外の要件を連結納税に加入した連結事業年度内とすることが適切である。

(5) パススルー税制の整備

合同会社について一定の要件（持分の譲渡制限、構成員の数程度とし、LLCの事業内容、資産規模、資本金の額等は問わないこと）を満たすものについては、パススルー課税とすること。パススルー課税とすることへの実現性が難しい場合は、投資法人等と同様のペイスルー（合同会社側での支払配当の損金算入/出資元側での受取配当の益金参入）とすること。

(理由)

現行法人税法は、法人を納税義務者と定めながら、法人を定義していない。また、現行法人税法は、現存する任意組合、匿名組合についてすら、その取扱いを通達に委ねており、我が国におけるパススルー事業体の普及を妨げる一因となっている。

民法組合の特例として日本版LLP（有限責任事業組合）制度が創設され、更に会社法の施行により日本版LLC（合同会社）が創設されたが、現行税制下、法人格を有すれば法人税の対象とするとの原則に則った運用がなされている。新会社形態創設の立法趣旨を考慮し、現行税制における同原則を見直し、外国事業体の取扱いも含めた本格的パススルー税制の整備が望まれる。については、パススルー税制を整備し、所要の措置を講じることを要望する。

また、平成17年8月より施行された日本版LLPについても、LLPの設立時及び追加出資時の現物出資に対する課税繰延や、LLPを解散して株式会社を設立する場合に、LLP財産の現物出資の課税繰延が可能な税制の整備を要望する。

(6) 会計基準と税制の関係

法人が採用する会計基準は国際会計基準を始めとして多様化している状況下、以下の項目を要望する。

- ・ 減価償却費や圧縮記帳等の損金経理要件を全て撤廃すること。
- ・ 収益認識については日本基準の国際会計基準（IFRS15号）へのコンバージェンスが行われた。新たな会計基準に基づく処理を法人税・消費税いずれについてもそのまま受け入れるようにすること。

(理由)

減価償却費や圧縮記帳など、損金経理が損金算入の要件としている項目がある。現状、法人が採用する会計基準の多様化が進む中で、必ずしも全ての会計基準において税法に定める損金経理が許容されるとは限らない。会計基準によって税務上の有利不利が生じると、会計基準を任意に選択する足枷となる恐れがあり、損金経理要件を撤廃すべきである。

また、企業会計基準委員会では収益認識について新たな収益認識基準を開発し、この新基準は国際会計基準（IFRS15号）にはほぼ沿った内容となっている。また、新基準の早期適用は平成30年度となっている。平成30年度税制改正により、法人税法22条の2が新設され、基本的には収益の計上時期や計上額は会計のものが受け入れられる。しかしながら、一部の取引については、会計・法人税・消費税の間で取扱いが異なる可能性があり、既に国税庁は一部のケースを公開している。税制の複雑化を避けるべく、会計と一致させるよう要望する。

(7) 役員賞与損金算入要件の撤廃

- a) 役員給与については、役員に対し所得税が課税されていること等に鑑み、過大役員給与及び仮装経理等による給与を除き原則損金算入可能とする、例えば特定同族会社（資本金1億円以上の一定の同族会社）以外については、既存の役員賞与損金算入要件（定期同額、事前確定届出、業績連動）を撤廃すること。また、法人の業績や利益指標に連動した役員報酬については近年の税制改正により一定の損金算入制度が導入されているが、近年の社会環境を考慮に入れると、業績や利益指標以外の形で法人に貢献している役員も存在する。この場合も含め、多様な評価を柔軟に役員給与に反映すること。
- b) また、既存の役員賞与損金算入要件（定期同額、事前確定届出、業績連動）について、「限度額」の概念を導入し、例えば急激な景気後退等の特殊な事象が生じたことにより、支給額を減額した場合にも損金算入出来る形に緩和すること。

(理由)

役員給与の一部について損金算入が可能となっているが、損金算入要件が複雑であり、その手続きも煩雑であることから、会社法に基づき適法に職務執行の対価として支給されている限りにおいては、原則損金算入を認めるべきである。

また、近年は法人の社会貢献活動等、業績以外の形で法人は社会的責任を負っている部分も存在する。この点を踏まえると、業績や利益指標以外の多様な評価基準を役員報酬に反映させる必要も存

在し、役員報酬の税務上の取扱いについても柔軟に対応することが必要と考える。

(8) 当初申告要件

租税特別措置法の規定について、法人税法と同様に当初申告要件を撤廃すること。

(理由)

平成23年12月2日公布の「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」により、法人税法において一部の当初申告要件が廃止され納税者の利便性向上が図られたが、租税特別措置法においても当初申告要件を廃止いただきたい。

(9) 地方法人課税の見直し・事業税の外形標準課税の見直し

- a) 地方法人税（国税）の創設により、地方税の一部見直しが行われたが、地域間の税源の遍在性の是正と財政力格差の縮小を更に進めるべく、比重が大きい地方税における法人課税（住民税、事業税及び地方法人特別税）を廃止し、これらを法人税（国税）に統合/一本化すること（地方の財源は国税からの交付金にて調整）。これに伴い、連結納税制度・外国税額控除制度等にかかる国税と地方税の取扱いの差異を完全に解消すること。
- b) 過大な事務負担が生じている事業税・外形標準課税（特に付加価値割）の計算方法を見直すとともに、住民税均等割、事業所税等の他の外形標準課税制度との整理・統合を図り、地方税制度の簡素化を図ること。
- c) 外形標準課税のうち、資本割の課税標準が税務上の「資本金等の額」と会社法上の「資本金と資本準備金の合計額」のいずれか大きい金額に見直されたが、自己株式を消却した法人に関しては、自己株式消却額を「資本金と資本準備金の合計額」から減額することができるよう見直しを行うこと。
- d) 地方法人税（国税）にかかる外国税額控除制度について、法人税と同様に、控除余裕額の繰越しを認めること。なお、平成23年度税制改正で導入された復興特別法人税については、「これが特例的な税であることから、法人税の外国税額控除制度にみられるような控除余裕額の繰越しや前期以前の控除限度超過額の繰越しといった制度は採用されていません」（財務省/税制改正の解説）とされていたが、地方法人税は恒久的な税制であり、控除余裕額の繰越しを認めるべきであると考ええる。
- e) 完全支配関係のある会社を清算する際に、残余財産確定の日の属する事業年度（最終事業年度）において生じた欠損金額を、事業税の課税所得計算上、最終事業年度の損金の額に算入すること。

(理由)

- a) 法人の所得に対する課税を国が一元的に管理することにより、今後の国際競争力強化等の成長戦略の視点に沿った税制度の改革（法人税率の引き下げを含む）に迅速に対応することが可能となり、また国からの交付金を地方の財源とすることにより、地域間の税源偏在の是正にも寄与する。また企業にとっては連結納税制度や外国税額控除制度等、法人税とは異なる地方税特有の所得計算・申告作業について大幅な簡素化が期待できる。
- b) 事業税、外形標準課税については、現状、課税標準の計算が企業の財務諸表だけでは対応できない

ほど複雑となっており、企業に多大な事務負担を強いている。この状況を改善することを要望する。

- d) 平成26年度税制改正で創設された地方法人税においては、外国税額控除制度の控除余裕額の繰越が認められていないが、本税制は恒久的なものであり、これを認めることを要望する。
- e) 完全支配関係のある子法人が清算した場合、その子法人の残余財産確定の日の属する事業年度（最終事業年度）において生じた欠損金は法人税の連結課税所得計算において損金の額に算入されるが、事業税においては、親法人の前事業年度の繰越欠損金として取り扱うことになっている。この点、事業税の所得計算においても法人税と同様に最終事業年度の損金とすることを要望する。

(10) 消費税（法人税との整合性・事務負担軽減）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">a) 現物出資、株式交換・移転にかかる消費税上の課税標準額の取扱いにつき、法人税法における譲渡価格と同様もしくは不課税とすること。b) 軽減税率の導入による事務負担増を考慮し、課税売上高が5億円を超える法人についても、仕入税額控除の95%ルールを再導入すること。c) 資産にかかる控除対象外消費税等の損金算入についての損金経理要件を撤廃すること。d) 海外拠点が国外事業者から受ける消費者向け電気通信利用役務の提供を国外取引とすること。e) 適格請求書（いわゆるインボイス）方式導入後の消費税の仕入税額控除は、控除取得額の総額が担保される適格請求書等が最終的に具備されることを前提に、請求書の発行日にかかわらず一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って経理した日に認識できることを法令上明確化すること。f) 消費税率の10%への引き上げ後における、経過措置と軽減税率における、国税部分と地方税部分の税率を統一すること。 |
|---|

（理由）

- a) 法人税法上は適格現物出資を行った場合、現物出資法人は適格現物出資直前の帳簿価格により現物出資対象資産の譲渡をしたものとして取り扱われる。また、株式交換親法人又は親法人株式のいずれか一方の株式以外の資産の交付がされない株式交換・移転が行われた場合、株式交換・移転完全子法人の旧株主は、株式交換直前の帳簿価格を対価とした譲渡が行われたものとして取り扱われる。一方、消費税上現物出資における課税標準額は、当該出資により取得する株式の取得時の価額とされ、また株式交換・移転にかかる課税標準額については明確な規定はないものの、法人税法上の規定を準用する規定もなく、対価となる株式の時価となると考えられる。企業の再編を促す目的で適格組織再編税制が導入された背景を鑑み、消費税上の取扱いを法人税法上の取扱いに合わせる、すなわち課税標準を帳簿価格とすべきである。また、株式交換・移転については、少数株主の意思にかかわらず発生してしまう組織再編行為であることに鑑み、不課税取引とすることを要望する。
- b) 平成23年度税制改正による課税売上高が5億円を超える法人に対する「95%ルール」撤廃に伴い、仕入税額控除ができない控除対象外消費税等が生じることとなった。資産にかかる控除対象外消費税等の損金算入については損金経理要件が課されていることから、実務上も煩雑な処理が必要

となり事務負担が増加している中、軽減税率の導入により、事業者の事務負担の更なる増加が予想されている。こうした対応コストを抑制することは我が国の競争力の維持・強化の観点より重要であり、95%ルール of 再導入、又は損金経理要件の撤廃を要望する。

- c) 平成28年度税制改正により、内国法人の海外拠点が国外事業者から受ける事業者向け電気通信利用役務の提供が国外取引に区分されることとなった。本改正の趣旨が海外で完結する取引を取引の実態に合わせて国外取引に区分するものであることで踏まえると、消費者向け電気通信利用役務の提供についても同様の改正が行われるのが自然である。
- f) 消費税の複数税率について、消費税率の10%への引き上げ後の経過措置による8%と軽減税率による8%について、同様の税率でありながら、国税分の税率と地方税分の税率が異なっている（経過措置：国税6.3%、地方税1.7%、軽減税率：国税6.24%、地方税1.76%）。この点、区分して把握、申告を行う必要があり、実務負担の観点からも税率の内訳の一致が必要である。

(11) 所得拡大促進税制の見直し

資本集約的な産業や労働集約的な産業など、企業の産業構造によっては従業員の所得の拡大と設備投資の拡大は必ずしも同一ベクトルではなく、斯様な政策を促進する目的であれば、所得拡大促進税制と、設備投資拡大促進税制は別個の優遇税制として設けること。

また少なくとも、所得拡大促進税制の税額控除適用要件のうち国内設備投資要件は、基準とする設備投資額を国内設備投資額に限定するのであれば、固定資産の減価償却費も国内に所在する固定資産を対象にすること。

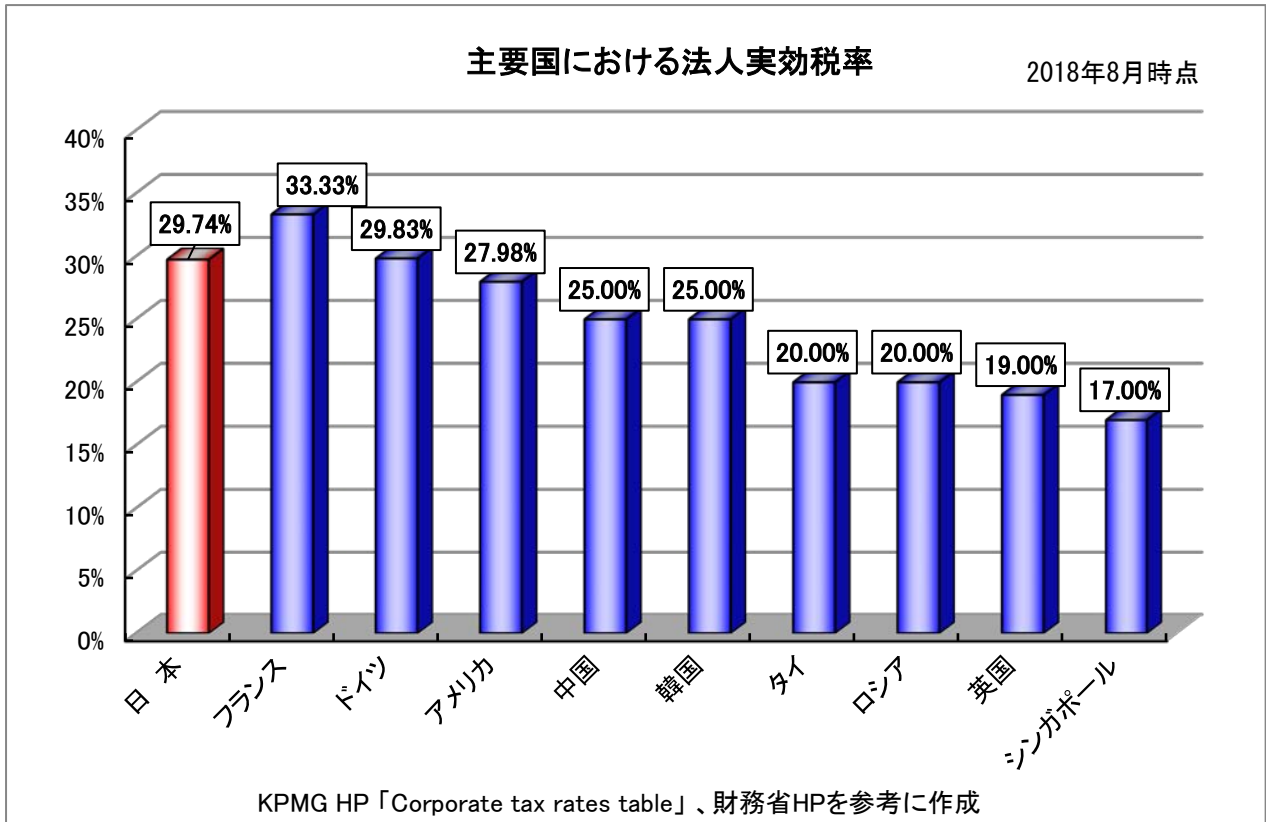
(12) 印紙税

印紙税については、課税・非課税の判断が困難なケースがあり、実務上の負荷がかかっていること、経済取引の電子化やペーパーレス化が進む中で、文書のみを課税対象とすることに、課税上のアンバランスが拡大していること、また国際的にも印紙税制度を維持している国は減少していることから、印紙税制度を廃止すること。

(理由)

印紙税については、商取引形態の多様化の進展に伴い合理性が薄れており、廃止すべきである。

参考資料 1



参考資料 2

